

令和元年度野生動物観光促進事業 知床地域関連事業進捗状況

2020年1月時点

釧路自然環境事務所

<p><株式会社ピッキオ></p>	
事業名	: 野生動物観光販売促進及び野生動物ウォッチングツアー開発事業
対象地域	: 長野県軽井沢町、北海道斜里町
事業期間	: (複数年) 令和元年8月30日～令和3年3月31日
事業内容	: ①新規スタッフの雇用及び訓練 ②海外向けのWEBページ、映像素材、及びパンフレット類の作成・整備 ③外国人旅行者向けの「英語版 新規野生動物ウォッチングツアー」実施 ④欧米メディアや映画祭などで紹介できる様な動画等の撮影を開始、通年で撮影予定
知床での動き	: 今年度、英語webサイト作成、スタッフ新規雇用、プロモーション動画等作成のための資料収集を行う。来年度以降、新規英語版野生動物ツアーの開発および実施の検討、ガイド研修を行う。
<p><wondertrunk & co. inc (ワンダートランク) ></p>	
事業名	: 欧米のアドベンチャートラベラーをターゲットとした国立公園内野生動物資源を活用するインバウンド向けツアープログラム開発事業
対象地域	: 道東、沖縄の国立公園
事業期間	: (複数年) 令和元年8月30日～令和3年3月31日
事業内容	: ①海外でのツアー実態調査 ②国内のモデルコース検討、ファムトリップの実施、ツアールール検討 ③販売用webサイトの作成、プロモーション、販売モデルの検討
知床での動き	: 今年度、海外及び国内のマーケティングを行い、2月上旬に海外のカメラマン・ガイドを招いて道東(知床地域含む)で数日間のファムトリップを実施予定。来年度以降、今年度事業結果を受けて、新規ツアー開発およびその販売、広報を行う。

野生動物観光促進事業

【背景】

野生動物観光は外国人観光客にとって魅力的なコンテンツであり、国際観光の成長分野の一つである。日本は魅力的な野生動物観光資源が存在する一方で、インバウンド対応のツアーが不十分であり、世界水準である持続可能な形となっていない。

【事業内容】

- ①インバウンド促進に向けたファムトリップやプロモーションの実施
- ②野生動物への配慮等を満たした世界水準の野生動物観光を実現するためのツアーコンテンツ作りの支援
 - ・訪日外国人に人気の高い、保全活動自体をツアーに組み込んだ付加価値の高いツアーコンテンツ作り
 - ・訪日外国人が問題視する可能性のあるツアーコンテンツの問題点の洗い出しとその改善の支援
 - ・訪日外国人の受入れ体制の拡充

【効果】

- ①インバウンド促進に向け即効性のある事業により、知名度を上昇させ、訪日外国人観光客数を増加させる。
- ②野生動物観光のコンテンツを世界水準に引き上げ、訪日外国人観光客数の増加や滞在時間の増加を図る。

【補助事業実施スキーム】



野生動物観光促進事業（補助事業）



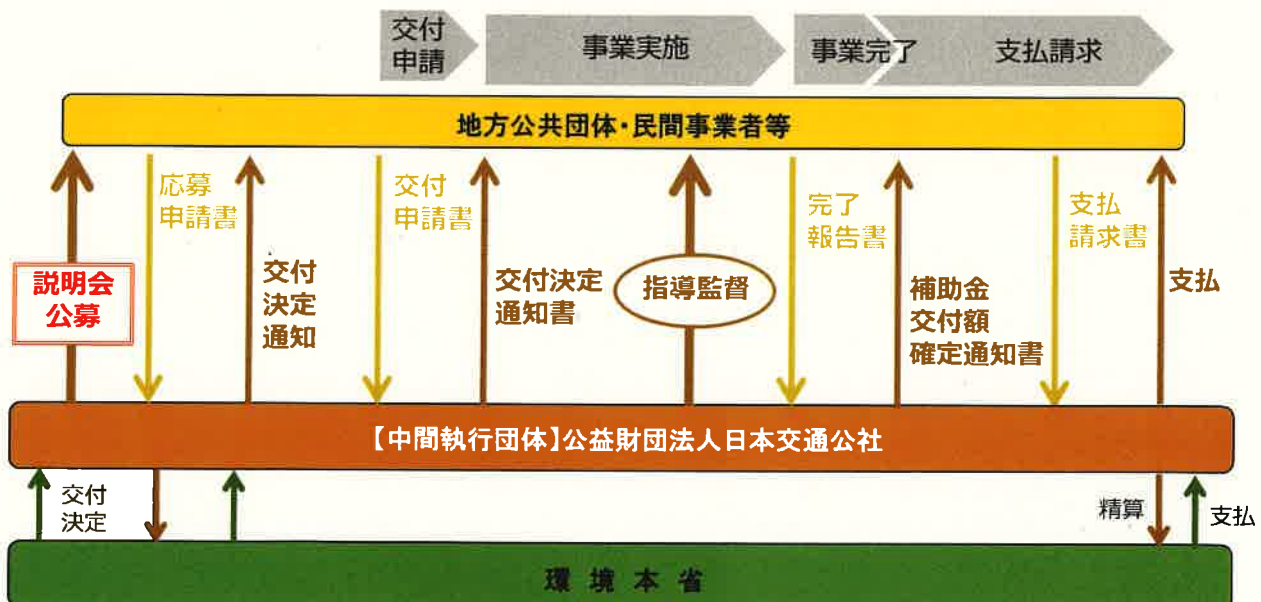
【交付の流れ】

当補助事業は環境省から補助金の執行管理を包括的に委託する中間執行団体（公益財団法人日本交通公社）を通じて、公募、交付申請受付、支払等を行うこととしています。

※ご不明な点等は

公益財団法人日本交通公社 観光地域研究部 野生動物観光促進事業事務局 wildlife@jtb.or.jp

にお問い合わせください。



申請者		事業名	補助対象事業の内容
名称	所在地		
株式会社ビックオ 事業実施区域に知床地域含む	長野県軽井沢町	野生動物観光販売促進及び野生動物ウォッチングツアー開発事業	①プロモーションコンテンツの作成 ②プロモーションの展開 ③ツアーコンテンツの開発・改善
wondertrunk & co. inc 事業実施区域に知床地域含む	東京都渋谷区	欧米のアドベンチャートラベラーをターゲットとした国立公園内野生生物資源を活用するインバウンド向けツアープログラム開発事業	①プロモーションコンテンツの作成 ②プロモーションの展開 ③ツアーコンテンツの開発・改善
一般財団法人山の日協議会	東京都新宿区	山の日マガジン2020の多言語表記による発行	①プロモーションコンテンツの作成
一般社団法人日本アルプスガイドセンター	東京都渋谷区	ウェブサイト The Japan Alps 日本アルプスで日本固有の動物と出会う	①プロモーションコンテンツの作成
公益社団法人日本山岳ガイド協会	東京都新宿区	訪日外国人を案内する自然・登山ガイド(マウンテンリーダー)の養成、諸外国への発信、及びこの機能を統括する国際組織(UIMLA: Union of International Mountain Leaders Association)への加盟を行う事業	①プロモーションコンテンツの作成 ②プロモーションの展開 ③ツアーコンテンツの開発・改善
一般社団法人エコロジック	静岡県富士宮市	富士山エリアでの宿泊(グランピング)を伴うインバウンド向け野生動物エコツアープログラムの開発	①プロモーションコンテンツの作成 ③ツアーコンテンツの開発・改善
七尾湾イルカ保護委員会	石川県七尾市	インバウンド向け「英語版 野生イルカツアー」の開発及びPR	①プロモーションコンテンツの作成 ③ツアーコンテンツの開発・改善
株式会社 ザ・ジャパンプロジェクト	東京都大田区	Akan Mashu Wildlife Tourism Development Project (阿寒・摩周地域におけるワイルドライフツーリズム開発事業)	①プロモーションコンテンツの作成 ②プロモーションの展開 ③ツアーコンテンツの開発・改善
NPO法人おおいた環境保全フォーラム	大分県大分市	ウミガメ保全・野生復帰体験ツアー及びインバウンド観光プログラム開発事業	①プロモーションコンテンツの作成 ③ツアーコンテンツの開発・改善
インテムコンサルティング株式会社	東京都新宿区	中村玲子、ジェームズ・マクギールと行く日本の自然と野生動物を訪ねる旅—全国のラムサール条約登録湿地を中心に、野生動物と共生する人々の暮らし、自然の恵みと賢明な利用の事例の情報発信コンテンツ作成事業	①プロモーションコンテンツの作成
NPO法人美しい村・鶴居村観光協会	北海道鶴居村	釧路湿原・タンチョウ 自然体験ネイチャーガイドツアープロモーション事業	①プロモーションコンテンツの作成 ②プロモーションの展開
NPO法人 EnVision環境保全事務所	北海道札幌市	北海道の野生動物を「見て」「知る」デジタルコンテンツの開発 —動物園からの発信と地域観光ネットワーク強化 エゾシカを事例に—	①プロモーションコンテンツの作成

事業実施にあたっての遵守事項（一部抜粋）

事業採択者に以下の内容を通知

補助金事業の原則

本補助金は国庫補助金である公的資金を財源としていることから、社会的にその適正な執行が強く求められています。補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）の第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨が規定されています。補助金の活用は法律及び交付規程等の規定に従い、適正に行っていただく必要があります。本事業の中間執行団体である公益財団法人日本交通公社（以下、「財団」という。）においても、補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処いたします。

万が一、法令等及び交付規程が遵守されず、補助事業者が環境省又は財団の指示に従わない場合、財団は交付規程に基づき交付決定の解除の措置をとることがあります。また、事業完了後に補助事業の効果が発現していないと判断される場合、環境省又は財団は交付規程に基づき、既に交付した補助金の返還などの対応を求めることがあります。なお、補助事業の円滑な実施のため、財団は必要に応じて、事業の実施中又は完了後に現地調査等を実施します。

本事業の目的

本補助金は、野生動物への配慮等を満たした世界水準の野生動物観光を促進し、ひいてはインバウンド拡大による地域経済の持続可能な発展に寄与することを目的とする事業に対して交付しています。事業の実施者は本事業の趣旨に留意し、上記の目的に合致する範囲で、実施計画に従って適正に事業を実施して下さい。

野生動物に対する配慮

本補助金事業の目的を踏まえ、各々の補助対象事業においては、野生動物の取り扱いに特段の配慮が求められます。事業の実施にあたっては交付規程等に定める項目のうち、特に次頁に挙げる項目を遵守して下さい。野生動物を取り扱う事業では、進捗に応じて当初想定されていなかった事態が発生する可能性が考えられますが、そのような場合にも野生動物に対する配慮を継続するよう留意して下さい。

万が一、事業の実施にあたって野生動物への十分な配慮がなされていない、又はなされる見込みがないと判断される場合、財団は環境省との協議及び交付規程に基づき、交付決定の解除の措置をとることがあります。

- **関連する法令、条約等を遵守すること。**
 - ・ 交付申請書に記載している法令等以外にも遵守すべき法令等がある可能性がありますので、事業実施前に関連する法令等を再度確認して下さい。
- **事業を実施する地域が国立公園及び国指定鳥獣保護区等の保護地域である場合、各地域の施策に反する事業を行わないこと。**
 - ・ 国立公園及び国指定鳥獣保護区で事業実施する場合は、関連する施策との整合を図るとともに、当該指定地域の保全と活用が図られる事業となるよう配慮をお願いします。
- **事業の実施にあたっては、実施地域を所管する地方環境事務所あるいは自然環境事務所との連携を図ること。**
 - ・ 本補助金事業の目的に鑑み、補助対象事業者は交付決定後、実施地域を所管する地方環境事務所又は自然環境事務所（以下「事務所」という）に事業計画を説明するとともに、事業の内容について調整を行って下さい。
- **事業の実施にあたっては、地域住民の生活に大きな支障を及ぼさないように留意し、土地所有者等の地域の関係者と十分な調整を行うこと。**
 - ・ とりわけツアーコンテンツの開発・改善事業にあたっては、必要に応じて地域の関係者と十分な調整を行って下さい。本項目は新たなツアーを形成する事業だけでなく、既存ツアーの改善を行う事業においても同様です。
- **事業の実施者、ツアー等の参加者及び周辺地域の住民が動物害を受けるリスクを著しく高める恐れのある事業を行わないこと。**
 - ・ 人間に害を与える野生下の動物（ツキノワグマ、ヒグマ、イノシシ、エイ、毒を有する動物等）を対象とする場合や、これらの動物の生息地周辺を事業で使用する場合は、動物害のリスクを低減する対策を十分に行って下さい。
(定期的な見回りの結果に基づいてツアーの催行コースを決定・変更する、該当動物との直接の接触を避ける、万一遭遇した際の避難や治療手段を確保する等)
- **事業を実施する地域に生息する野生動物の個体数、生態、遺伝的多様性及び周辺の生態系に著しい影響を与える事業を行わないこと。**
 - ・ ツアーの実施や撮影を目的とした生息地等への過度な侵入や接近、餌による対象動物の呼び寄せ、特に繁殖期や子育て期に対象動物の生息域や巣に近づく等の行為は、生息環境や繁殖地の攪乱、人慣れの助長などを招く可能性が想定されることから、行わないで下さい。
 - ・ 事業実施中、上記の「著しい影響」を与える可能性が認められた場合は、速やかに関連する事業を中止するとともに、財団および事務所に状況を報告して下さい。
 - ・ 不特定多数の人間による無秩序な観察や接近が発生しないよう、対象動物の生息場所等に係る情報の取り扱いには十分注意して下さい。
 - ・ 野生動物への影響を減ずるために、ツアー参加者等に求められる行動や配慮については、必要に応じて多言語化し、日本人だけでなく訪日外国人旅行者に対しても周知を行って下さい。本項目はツアーコンテンツの開発・改善事業だけでなく、プロモーションコンテンツの作成事業及びプロモーションの展開事業においても同様です。